



猪等被害防除施設設置事業補助金

猪などの有害鳥獣から農林産物を守るため、農地に設置する波トタンや防護ネット、金網、電気柵等に係る費用に対し、補助金を交付しています。

補助金額 補助率は事業経費（労働費を除く）の2分の1（上限：15,000円）

申請できる方 土地の所有者であること

申請できる土地 登記地目が農地であること

申請方法 申請書に事業計画書、位置図、公図を添付のうえ、役場企画財政課または小屋浦ふれあいセンターへ提出してください。

問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507



ムラサキ麦作りのお知らせ

坂町内で、昭和20～30年代に生産されていたムラサキ麦を、来年初夏の収穫に向け、今年も11月上旬から上条地区内の畑で種をまきます。収穫したムラサキ麦は、「芸州坂うどん」の原材料の一部に使われます。

収穫時期には、かつて坂町の畑を彩った紫色の風景が見られます。麦づくりの体験などもできますので、興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。

問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507



特定計量器（はかり）の定期検査を実施します

商店、工場、学校、保育所、宅配便、病院、薬局、宅配便取扱店などで、特定計量器（はかり）を取引または証明に使用している場合は、2年に1度法定の定期検査を受けることが義務付けられています。

定期検査を受けていない「はかり」を業務用に使用すると、計量法違反として処罰されることがあります。（家庭用計量器は業務用に使用できません。）

該当する「はかり」をお持ちの方は必ず定期検査を受けてください。

※県に登録されている計量士による検査を受け、その旨を県に届け出た「はかり」については、この検査が免除されます。（代検査制度）

と き		と ころ
10月17日（木）	10時～12時	町民センター
	13時～15時30分	横浜ふれあいセンター

※「はかり」の汚れをよく落とし、指針等がふれないようにお持ちください。

※1t以上量ることができる「はかり」は、上記検査場所で検査が行えませんので、（一社）広島県計量協会にご連絡ください。

※広島県の手数料条例に定められた額の検査手数料を納めていただきます。

問合せ 広島県商工労働局 ☎513-3335 （一社）広島県計量協会 ☎255-7386
役場企画財政課 ☎820-1507

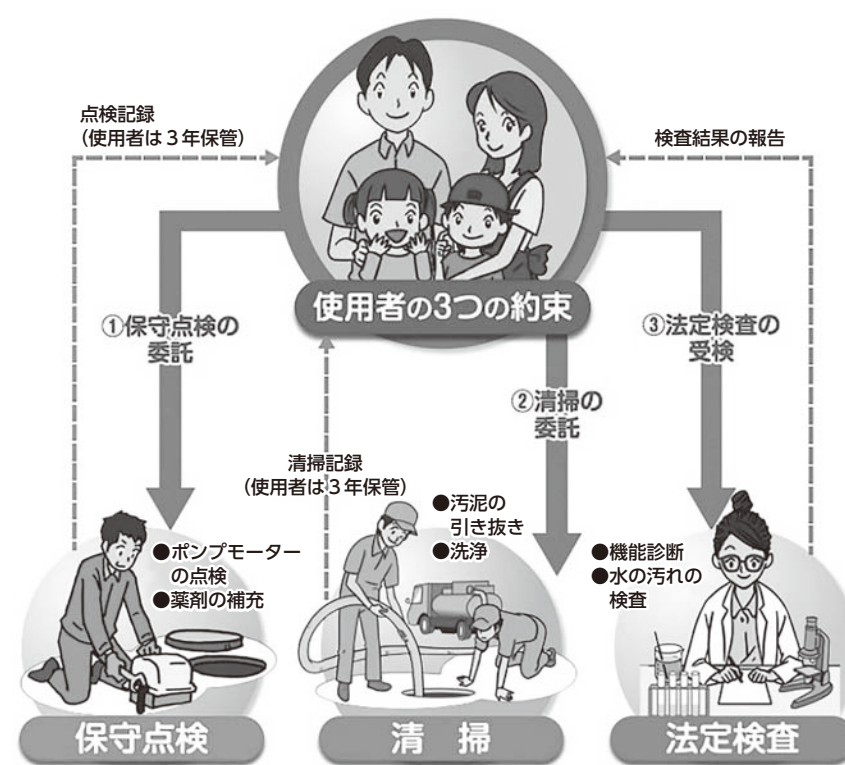


10月1日は「浄化槽の日」～浄化槽はきちんと使ってきれいな水に～

浄化槽は、微生物の働きによって、トイレや台所から出る生活排水をきれいな水にして川や海に流すための設備です。日頃の使用や、保守点検、清掃、法定検査の3つの維持管理を正しく行い、みんなできれいな水環境を守りましょう。

単独処理浄化槽を設置されている方は、合併処理浄化槽への転換にご協力をお願いします。（河川の水質に与える影響を約8分の1に減らすことができます。）

合併処理浄化槽を設置される場合、一定の要件に該当すれば、補助金を交付する制度があります。



問合せ 保守点検 広島県西部厚生環境事務所 ☎228-2111
清掃 安芸地区衛生施設管理組合 ☎885-2534
法定検査 （公社）広島県環境保全センター ☎849-6411
（公社）広島県浄化槽協会 ☎569-5540



10月・11月は麻薬・覚せい剤・大麻乱用防止運動月間です

麻薬、覚せい剤、大麻等の薬物の乱用は、本人の身体、生命に危害をおよぼすばかりでなく、各種の犯罪・事件・事故を引き起こし、社会にも大きな不安を与えています。

覚せい剤は、暴力団関係者だけでなく、一般住民の間にも広がっています。また、最近では、青少年を中心とした大麻の乱用が拡大していることに加え、大麻ワックス・リキッドなどの大麻濃縮物や大麻含有食品など、その乱用形態の多様化が見られるなど、憂慮すべき状況にあります。

麻薬・覚せい剤・大麻等の乱用を防止するには、その乱用による恐ろしさを正しく認識して、一人ひとりが不正な薬物に「近づかない」、「近づけない」ことが何より大切です。みんなで、薬物の乱用を根絶しましょう。

問合せ 広島県西部保健所広島支所衛生環境課 ☎513-5533

8月の火災・救急件数

火災件数 0件（年間累計 1件） 救急件数 94件（年間累計506件）
グラツときたら 1. 身の安全 2. 火の始末